

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資三千三百二十口を消却することいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九  
号株式会社赤坂国際会計内

埼玉伊奈特定目的会社

取締役 山本 顕三

**優先出資の消却につき優先出資証券提出公告**

当社は、発行済優先出資八千三百四十口を消却することいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年九月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九  
号株式会社赤坂国際会計内

滋賀竜王特定目的会社

取締役 山本 顕三

**取得条項付新株予約権の一部取得及び取得日の通知公告**

当社は、令和八年八月二十七日開催の取締役会において、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権の一部を無償で取得することにしたので、会社法第二七三条第二項及び第三項並びに同法第二七四条第三項及び第四項の規定に基づき公告します。

**一、取得する取得条項付新株予約権**

当社が発行済みの新株予約権のうち、発行後令和八年八月二十七日までの間に当社の役員、従業員又はコンサルタントの地位を喪失した者が有する新株予約権であつて、放棄したものとみなされた新株予約権の全部

(一) 株式会社K y u i u x新株予約権（非居住者向け第三回） 千五百個

(二) 株式会社K y u i u x新株予約権（日本居住者向け第三回） 七千三百八十二個

(三) 株式会社K y u i u x新株予約権（非居住者向け第四回） 千五百個

(四) 株式会社K y u i u x新株予約権（日本居住者向け第六回） 四千三十三個

(五) 株式会社K y u i u x新株予約権（非居住者向け第五回） 七百五十個

(六) 株式会社K y u i u x新株予約権（第七回） 三千三百五十個

(七) 株式会社K y u i u x新株予約権（第七回） 百個

その二、取得の日 令和八年九月十四日

令和八年八月二十八日

福岡市西区九大新町四番地一

株式会社K y u i u x

代表取締役 李 延佑

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を一億三千四百六十一万三千円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京  
共同会計事務所内

東京M N I特定目的会社

取締役 北川 久芳

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を四千八百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京  
共同会計事務所内

P A T R I Z I A M F 3特定目的会社

取締役 高山 知也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を七千七百四十万七千五百六円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京  
共同会計事務所内

特定目的会社O T S O n e

取締役 高山 知也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を四億四千五百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京  
共同会計事務所内

P A T R I Z I A M F 4特定目的会社

取締役 高山 知也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は優先資本金の額を、七百億円減少することいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.ko-koku.jp/ir/s09290-06frc/>

令和八年八月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京  
共同会計事務所内

A L J Residential River City株式会社

取締役 高山 知也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金一億六千六百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年二月九日付官報の号外第二十八号五十九頁に掲載されています。

令和八年八月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九  
号株式会社赤坂国際会計内

埼玉伊奈特定目的会社

取締役 山本 顕三

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金四億一千七百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月十五日付官報の号外第二二九号五十七頁に掲載されています。

令和八年八月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九  
号株式会社赤坂国際会計内

滋賀竜王特定目的会社

取締役 山本 顕三

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を九千八百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001185/jv69/>

令和八年八月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇  
一号

P A T R I Z I A M F 1特定目的会社

取締役 松澤 和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を五千九百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001319/67tg/>

令和八年八月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇  
一号

P A T R I Z I A M F 2特定目的会社

取締役 松澤 和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を一億一千九百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十月二十二日

掲載頁 七十五頁（号外第二三五号）

令和八年八月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九  
号株式会社赤坂国際会計内

厚木特定目的会社

取締役 山本 顕三